

ふじのくに茶の都ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例施行規則をここに公布する。

平成29年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第47号

ふじのくに茶の都ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ふじのくに茶の都ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例（平成29年静岡県条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館時間)

第2条 ふじのくに茶の都ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）の入館時間は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時間とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

施設	入館時間
博物館	午前9時から午後4時30分まで
茶室	午前9時30分から午後3時30分まで

(観覧手続)

第3条 常設展示又は企画展示（以下「常設展示等」という。）を観覧しようとする者は、条例第6条の観覧料（以下「観覧料」という。）を納付し、観覧券の交付を受けなければならない。ただし、知事が認めた団体については、観覧後に観覧料を納めることができる。

(特別観覧手続)

第4条 条例第7条第1項に規定する特別観覧（以下「特別観覧」という。）をしようとする者は、あらかじめ、様式第1号による特別観覧承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、特別観覧を承認したときは、特別観覧承認書を当該申請をした者に交付するものとする。

(多目的ホールの使用手続)

第5条 条例第9条第1項に規定する多目的ホール（以下「多目的ホール」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、様式第2号による多目的ホール使用承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、多目的ホールの使用を承認したときは、多目的ホール使用承認書を当該申請をした者に交付するものとする。

(観覧料等の減免)

第6条 条例第13条の規定による観覧料等（同条に規定する観覧料等をいう。以下同じ。）の減免（以下「観覧料等の減免」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、その減免する額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「障害者」という。）が常設展示等を観覧するとき 観覧料の全額
- (2) 障害者が常設展示等を観覧するときに現に付き添って介護を行っている者（障害者1人につき1人に限る。）が常設展示等を観覧するとき 観覧料の全額

- (3) 70歳以上の者が常設展示を観覧するとき 観覧料の全額
 - (4) 70歳以上の者が企画展示を観覧するとき 観覧料の2分の1の額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）
 - (5) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は大学の教育課程に基づく教育活動（これらに準ずるものを含む。）として幼児、児童、生徒、学生等が企画展示を観覧するとき 観覧料の全額
 - (6) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は大学の教育課程に基づく教育活動（これらに準ずるものを含む。）として常設展示等を観覧する幼児、児童、生徒、学生等を引率する者が常設展示等を観覧するとき 観覧料の全額
 - (7) その他知事が特別の理由があると認めるとき 知事が別に定める額
- 2 観覧料等の減免を受けようとする者は、あらかじめ、様式第3号による観覧料等減免承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、前項第1号から第4号までのいずれかに該当するとき、又は前項第7号に該当する場合であって知事がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 知事は、観覧料等の減免を承認したときは、観覧料等減免承認書を当該申請をした者に交付するものとする。

（観覧料等の還付）

第7条 条例第14条ただし書の規定による観覧料等の還付は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 観覧又は特別観覧をしようとする者の責めに帰することができない理由により観覧又は特別観覧ができなくなったとき。
 - (2) 多目的ホールを使用しようとする者の責めに帰することができない理由により多目的ホールの使用ができなくなったとき。
 - (3) その他知事が必要と認めるとき。
- 2 観覧料の還付を受けようとする者は、観覧券を知事に提出しなければならない。
- 3 条例第8条の特別観覧料（以下「特別観覧料」という。）又は条例第11条の使用料（以下「使用料」という。）の還付を受けようとする者は、様式第4号による特別観覧料（使用料）還付申請書を知事に提出しなければならない。ただし、第1項第1号及び第2号に掲げる場合は、この限りでない。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、ミュージアムの管理に関し必要な事項は、ミュージアムの長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年3月24日から施行する。

様式第1号（第4条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

特別観覧承認申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

申請者

氏 名

㊞

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

次のとおり特別観覧の承認を受けたいので、ふじのくに茶の都ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例施行規則第4条第1項の規定により申請します。

茶に関する資料等の名称		点 数			
目 的					
区 分	模写	模造	撮影	熟覧	原板使用
日 時	年 月 日 ()		時 分から		
	年 月 日 ()		時 分まで		
内 訳	模 写	点	日	円	合 計 円
	模 造	点	日	円	
	撮 影	点	回	円	
	熟 覧	点	日	円	
	原板使用	点	回	円	
担 当 者					電話番号
備 考					

様式第2号（第5条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

多目的ホール使用承認申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

申請者

氏 名

㊞

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

次のとおり多目的ホールの使用の承認を受けたいので、ふじのくに茶の都ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例施行規則第5条第1項の規定により申請します。

使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日 ()	時 分から	
	年 月 日 ()	時 分まで	
使 用 予 定 人 員			人
入場料等の徴収の有無	有 ・ 無		円
担 当 者	電話番号		
備 考			

様式第3号（第6条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

観覧料等減免承認申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

申請者

氏 名

㊞

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

次のとおり観覧料等の減免の承認を受けたいので、ふじのくに茶の都ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例施行規則第6条第2項の規定により申請します。

区 分	観覧料	特別観覧料	使用料
申 請 の 理 由			
日 時	年 月 日 ()		時 分から
	年 月 日 ()		時 分まで
観 覧 人 員 等			人
観 覧 料 等 の 額			円
減 免 申 請 額			円
担 当 者			電話番号
備 考			

様式第4号（第7条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

特別観覧料
使用料 還付申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

申請者

氏 名

㊞

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

次のとおり特別観覧料の還付を受けたいので、ふじのくに茶の都ミュージアムの設置、管理及び使用料
使用料

に関する条例施行規則第7条第3項の規定により申請します。

特別観覧承認書等の年月 日及び文書番号	年 月 日 第 号
申 請 の 理 由	
還 付 申 請 額	円
担 当 者	電話番号
備 考	